

告 発 状

2010（平成22）年1月19日

東京地方検察庁検察官 殿

告発人 広 田 博 志 （署名押印）

告発人 渡 邊 昭 孝 （署名押印）

（連絡先等は、別紙告発人目録記載のとおり <省略> ）

被告発人の表示 別紙被告発人目録記載のとおり <省略>

第1 はじめに

- 1 告発人広田博志（以下、「告発人広田」という）は、埼玉県川越市に、告発人渡邊昭孝は、埼玉県行田市に、それぞれ事務所を開設している司法書士であり、告発人広田及び告発人渡邊昭孝（以下、「告発人ら」という）は、いずれも埼玉司法書士会に所属する司法書士である。
- 2 「日本司法書士政治連盟」（以下、「日司政連」という）は、東京都新宿区に主たる事務所を設けて活動し、政治資金規正法（以下、「規正法」という）の適用を受ける政治団体である。
- 3 日司政連の構成員は、告発人らなどの司法書士個人ではなく、各法務局又は地方法務局の管轄ごとに設立されている地方組織である単位司法書士政治連盟（以下、「単位司政連」という）のみであり、よって自然人の会員は存在しえない団体である（日司政連規約第5条、添付書類3）。
- 4 日司政連の代表者は被告発人A某（以下、「被告発人A」という）であり、会計責任者は被告発人B某（以下、「被告発人B」という）である。両名は遅くとも平成18年1月1日の時点においてその職に就いている。
- 5 本件は、被告発人A及び被告発人Bらなどによる規正法違反の事実を告発人ら

が告発するものである。

第2 告発の趣旨

被告発人らの下記の行為（告発被疑事実）は、規正法違反に該当する。時効完成が近い事件もあり、帳簿書類の改ざんなど証拠隠滅の恐れもあるので、会計帳簿その他の証憑類等を押収するなど早急に捜査を行い、厳重に処罰していただきたく告発する。

記

1 政治資金収支報告書への「政治団体からの寄附」の不記載及び虚偽記載並びに「個人の負担する会費」の虚偽記載告発事件

(1) 被告発人Bの責任

ア 被告発人Bは、日司政連の会計責任者として、単位司政連から、日司政連の規約（添付書類3）及び会費納入規則（証拠資料6）に基づき、次のとおり、「会費」を収受した。

- ① 平成18年に、40団体から延べ132回にわたり、総額4132万9000円
- ② 平成19年に、40団体から延べ131回にわたり、総額4320万6525円
- ③ 平成20年に、39団体から延べ128回にわたり、総額4276万9500円

（各年とも、1月1日から12月31日までの1年間におけるの総計）

これら政治団体から受領した「会費」は、規正法5条2項により「寄附」とみなされる。

イ 被告発人Bは、日司政連の会計責任者として、平成18年1月1日から同年12月31日までの1年間に、19の単位司政連から、延べ21回にわたり、前項記載の「会費」とは別に総額701万4000円の寄附を寄附金として収受した。

ウ 被告発人Aは日司政連の代表者、被告発人Bは日司政連の会計責任者、被告発人C某（以下、「被告発人C」という）及び被告発人D某（以下、「被

告発人D」という)は会計責任者の職務を補佐する者(収支報告書には「事務担当者」と記載。以下、同じ)であるところ、被告発人らは共謀して、前記ア及びイのとおり、政治団体から受領した寄附(3年間で総額1億3431万円超)につき、平成18年分ないし同20年分の政治資金収支報告書(以下、「収支報告書」という)の「政治団体からの寄附」を「0円」とのみ記載し、規正法12条1項1号ロの収支報告書に記載すべき事項の記載を一切しなかった(但し、被告発人Cについては平成18年分のみ、被告発人Dについては平成19年分及び同20年分のみである。後記1(3)及び(4)を参照)。

エ 被告発人らは共謀して、日司政連には「個人の会員」が一人もいないため「個人の負担する党費又は会費」収入が存在しないにもかかわらず、平成18年分ないし同20年分の収支報告書に、「個人の負担する党費又は会費」として、次のとおり、虚偽の記載をした。

①平成18年分 金額4913万9250円 員数1万8082人

②平成19年分 金額5059万9250円 員数1万8443人

③平成20年分 金額5137万7250円 員数1万9306人

オ もって、被告発人Bは、規正法25条1項2号及び同条同項3号(収支報告書の不記載及び虚偽記載の罪)に該当したものである。

カ 被告発人Bは、遅くとも平成16年7月6日時点で、日司政連の構成員が個人ではなく単位司政連であることを明確に認識していた(証拠資料11)。

キ であるから、仮に、被告発人Bが前記ウ及びエの行為について故意がなかったとしても、宣誓書に署名又は記名押印している会計責任者として、事務担当者が作成した収支報告書を一瞥すれば、ただちに記載内容と事実の相違を認識しうるはずである。にもかかわらず、事務担当者が作成した収支報告書を確認することもなく宣誓書に署名又は記名押印しているのであれば、重大な過失があり、規正法27条2項(重過失による収支報告書の不記載及び虚偽記載の罪)に該当したことになる(証拠資料12によれば、被告発人Bは、日本経済新聞の取材に対し「報告書の詳細をチェックしておらず」と述べた旨記載されている)。

(2) 被告発人Aの責任

ア 被告発人Aは、日司政連の代表者として、会計責任者である被告発人B並びに会計責任者の職務を補佐する者である被告発人C及び被告発人Dらと共謀して、前記1(1)ウ及びエの行為を行ったもので、規正法25条1項2号及び同条同項3号（収支報告書の不記載及び虚偽記載の罪）に該当したものである。

イ 仮に、被告発人Aが前項の行為について共謀がなかったとしても、被告発人Aは、収支報告書を法に拠らず独自の「慣例」に従って作成（証拠資料12）し、一瞥すれば判明するほどの虚偽記載を行う者を会計責任者として選任している。政治団体の代表者として、当該政治団体の会計責任者の選任につき相当の注意を怠ったといえ、かつ、その監督をも怠っているので、規正法25条2項（代表者の相当注意懈怠による収支報告書の不記載及び虚偽記載の罪）に該当したことになる。

(3) 被告発人Cの責任

被告発人Cは、日司政連の事務局に職員として勤務していた者であり、会計責任者の職務を補佐する者として、被告発人らと共謀して、前記1(1)ウ及びエの行為のうち、平成18年分収支報告書にかかる不記載及び虚偽記載を行ったもので、規正法25条1項2号及び同条同項3号（収支報告書の不記載及び虚偽記載の罪）に該当したものである。

(4) 被告発人Dの責任

被告発人Dは、日司政連の役員であり、会計責任者の職務を補佐する者として、被告発人らと共謀して、前記1(1)ウ及びエの行為のうち、平成19年分及び同20年分の収支報告書にかかる不記載及び虚偽記載を行ったもので、規正法25条1項2号及び同条同項3号（収支報告書の不記載及び虚偽記載の罪）に該当したものである。

2 収支報告書への「1件5万円以上の支出」の不記載告発事件

(1) 被告発人Bの責任

ア 被告発人Bは、日司政連の会計責任者として、同連盟の構成員である一部の単位司政連に対し、次のとおりの金員を支出した。

① 平成18年分

日本司法書士政治連盟香川会に対し平成18年9月7日に5万0860円

日本司法書士政治連盟徳島会に対し平成18年9月6日に5万1060円

日本司法書士政治連盟長崎会（以下、「日司政連長崎」という）に対し平成18年9月8日に6万6480円

日本司法書士政治連盟鹿児島会に対し平成18年1月12日に15万円、

同年9月7日に6万7900円

② 平成19年分

日司政連長崎に対し平成19年3月27日に10万2460円

③ 平成20年分

日司政連長崎に対し平成20年1月11日に9万4260円

イ 前記1(1)ウと同様、被告発人Aは日司政連の代表者、被告発人Bは日司政連の会計責任者、被告発人C及び被告発人Dは会計責任者の職務を補佐する者であるところ、被告発人らは共謀して、前項のと通りの政治団体への金員支出の事実を、平成18年分ないし同20年分の収支報告書に一切記載しなかった（但し、被告発人Cについては平成18年分のみ、被告発人Dについては平成19年分及び同20年分のみである。後記2(3)及び(4)を参照）。

ウ もって、被告発人Bは、規正法25条1項2号（収支報告書の不記載の罪）に該当したものである。

エ 仮に、被告発人Bが前記イの行為について故意がなかったとしても、重大な過失があることについては、前記1(1)キに記載のとおりであり、規正法27条2項（重過失による収支報告書の不記載の罪）に該当したことになる。

(2) 被告発人Aの責任

ア 被告発人Aは、日司政連の代表者として、被告発人らと共謀して、前記2(1)イの行為を行ったもので、規正法25条1項2号（収支報告書の不記載

の罪)に該当したものである。

イ 仮に、被告発人Aが前記の行為について共謀がなかったとしても、前記1(2)イに記載のとおり、規正法25条2項(代表者の相当注意懈怠による収支報告書の不記載の罪)に該当したことになる。

(3) 被告発人Cの責任

被告発人Cは、日司政連の会計責任者の職務を補佐する者として、被告発人らと共謀して、前記2(1)イの行為のうち、平成18年分収支報告書にかかる不記載を行ったもので、規正法25条1項2号(収支報告書の不記載の罪)に該当したものである。

(4) 被告発人Dの責任

被告発人Dは、日司政連の会計責任者の職務を補佐する者として、被告発人らと共謀して、前記2(1)イの行為のうち、平成19年分及び同20年分の収支報告書にかかる不記載を行ったもので、規正法25条1項2号(収支報告書の不記載の罪)に該当したものである。

3 設立届出前の政治団体による寄附支出並びに収支報告書への「政治団体からの寄附」の不記載及び虚偽記載告発事件

(1) 被告発人Bの責任

ア 日司政連の構成員である「日本司法書士政治連盟釧路会」(以下、「日司政連釧路」という)は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に、「日司政連会費」として総額27万3750円を支出した(証拠資料16)。

イ 各種証拠その他の状況に鑑み、被告発人Bは、日司政連の会計責任者として、前項記載の支出を「会費」として受領したと考えるほかない。

ウ 日司政連釧路が、北海道選挙管理委員会に対し規正法6条1項に基づく政治団体の設立届出をしたのは平成21年10月20日であり、前項の「会費」

支出時点では、未だ政治団体の設立届出前であった。(証拠資料14, 15。

また、後記第3, 2参照)

エ 被告発人Aは日司政連の代表者、被告発人Bは日司政連の会計責任者、被告発人Dは会計責任者の職務を補佐する者であるところ、前記イの寄附受領の事実を収支報告書に記載すれば、後記(第3, 2(3)本文前段)記載の法律違反が判明してしまうことを恐れ、被告発人らは共謀して、前記イのとおり受領した寄附を、平成19年分及び同20年分の収支報告書の「政治団体からの寄附」の項目に「0円」と記載するとともに、規正法12条1項1号ロで定める収支報告書に記載すべき事項の記載を一切しなかった。

オ もって、被告発人Bは、規正法25条1項2号及び同条同項3号(収支報告書の不記載及び虚偽記載の罪)に該当したものである。

カ 仮に、被告発人Bが前記エの行為について故意がなかったとしても、重大な過失があることについては、前記1(1)キに記載のとおりであり、規正法27条2項(重過失による収支報告書の不記載及び虚偽記載の罪)に該当したことになる。

(2) 被告発人Aの責任

ア 被告発人Aは、日司政連の代表者として、会計責任者である被告発人Bと共謀して、前記3(1)エの行為を行ったもので、規正法25条1項2号及び同条同項3号(収支報告書の不記載及び虚偽記載の罪)に該当したものである。

イ 仮に、被告発人Aが前記の行為について共謀がなかったとしても、前記1(2)イと同一の理由により、規正法25条2項(代表者の相当注意懈怠による収支報告書の不記載及び虚偽記載の罪)に該当したことになる。

(3) 被告発人Dの責任

被告発人Dは、日司政連の会計責任者の職務を補佐する者として、被告発人らと共謀して、前記3(1)エの行為を行ったもので、規正法25条1項2号及び同条同項3号(収支報告書の不記載及び虚偽記載の罪)に該当したものである。

(4) 被告発人E某の責任

ア 被告発人E某（以下、「被告発人E」という）は、日司政連釧路の代表者として、同団体の会計担当者の氏名不詳甲某と共謀して、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に、日司政連に対し、「会費」として総額27万3750円を支出した（証拠資料16）。

イ 日司政連釧路は、前項の支出時点において、未だ政治団体の設立届出前であった（前記3(1)ウのとおり）。

ウ 法人その他の団体から政治団体に対し交付される金員は規正法上寄附とみなされるが、政治団体に対する寄附は、政治活動のための支出にあたる（ぎょうせい、「逐条解説政治資金規正法（第二次改訂版）」58頁，88頁参照）。

エ もって、被告発人Eは、規正法23条（無届団体の支出禁止違反の罪）に該当したものである。

(5) 被告発人氏名不詳（甲某）の責任

被告発人甲某は、日司政連釧路の会計担当者として、被告発人Eと共謀して、上記(4)アの行為を行ったもので、規正法23条（無届団体の支出禁止違反の罪）に該当したものである。

(6) 被告発人日司政連釧路の責任

被告発人E及び被告発人甲某らの上記(4)及び(5)の行為について、規正法28条の3第1項（寄附の量的制限等違反における団体の罪）に該当したものである。

第3 告発の理由

1 40団体以上の政治団体からの寄附を収支報告書に一切記載せず、これら寄附に加え、毎年数百万円もの経路不明の収入金を、すべて「個人会員の会費」と偽って記載する行為は、悪質である。

(1)

ア 規正法の目的は、政治団体の政治活動が「国民の不断の監視と批判の下に行われるようにする」ため、政治資金の収支の公開と授受の規正などにより、政治に関わるカネの流れの透明性、すなわち「政治活動の公明と公正」を確保することである。同法の基本的な趣旨でもある。

イ 従って、本来のカネの流れを隠蔽し透明性を低下させる行為は、金額の多寡や、動機、有力政治家に関する政治団体であるか否かに関わらず、規正法の目的及び趣旨を根本から踏みにじるものである。そのような行為が国民の政治不信を助長し、ひいては議会制民主政治の健全な発達を大きく損なうのである。

(2)

ア 日司政連は、昭和55年頃から（遅くとも昭和58年以前の規約改正以後）、政治団体である各单位司政連を会員として構成されており、「個人会員」がいないことは、日司政連の役員にとっては周知の事実である（証拠資料9、11、18）。

イ にもかかわらず、日司政連は、構成員を個人から各单位司政連へと変更する規約改正をした後、現在に至るまで、政治団体からの会費すなわち寄附を収支報告書に記載せず、「個人の会費」とする虚偽記載をしてきた（証拠資料13）。

ウ 平成21年12月12日付け日本経済新聞朝刊の記事（証拠資料12）によれば、被告発人Bは、これを「昔からの慣例」と述べたとされる。長年にわたり法律を無視し、団体内部独自の「慣例」を優先してきたことは到底許されることではない。

エ ところで、政治団体は、事務所の所在地や代表者及び会計責任者の氏名等とともに、綱領等の内容に異動があったときも、異動の日から7日以内の届出が義務づけられている（規正法7条）。

オ 日司政連は、事務所の所在地や代表者及び会計責任者等の異動については届出をしている。しかし、「綱領等」にあたる「規約」については、昭和53年に最初の届出をしたのみで、その後、数度の改正があるにもかかわらず、一度も異動の届出をしていない（添付書類1ないし3）。

注目すべきは、届出がなされている昭和53年当時の規約は司法書士個人

を構成員として定めており、構成員を個人から各単位司政連と変更した後の規約は届け出られていないことである。

カ このため、収支報告書を受領した東京都選挙管理委員会や総務省では、「個人の会費」の記載がされていることに対し、特段疑問をもたなかったのであろう。日司政連は「規約」変更の届出をしないことで、収支報告書受理時の選管等による形式的審査を巧妙にすり抜け、長年にわたり虚偽記載行為を続けてきたものと考えられる。なお、規正法7条違反自体に罰則はない。

(3)

ア 日司政連は、報道機関の取材などに対し、各単位司政連から受領した「会費」（規正法上の寄附）の合計を、「個人の会費」として収支報告書に記載したと述べている（証拠資料10、12）。

イ しかし、【表1】（証拠資料4）で示すとおり、日司政連が収支報告書に虚偽記載している「個人の会費」と、政治団体として届出されていた全単位司政連から日司政連に納付された「会費」の合計額との間には、各年400～500万円の差額がある（証拠資料5）。換言すると、日司政連は、単位司政連からの会費（寄附）を、単純に個人の会費と偽っただけでなく、各年400～500万円の経路不明な収入金をも「個人の会費」と虚偽記載しているのである。

ウ この虚偽記載行為は、「個人の会費」については明細を記載する必要がない現行規正法の制度を悪用し、3年間で1300万円を超える経路不明の収入金の内訳を全て隠蔽するものであり、悪質極まりない。

2 規正法に基づく設立届出前の政治団体による「会費」（寄附）支出行為は違法であり、この違法な寄附を隠蔽するため、収支報告書への不記載及び虚偽記載という犯罪をさらに重ねたことは、悪質である。

(1) 日司政連は、自ら「全国50の単位司政連を会員とする組織」と称しているが（証拠資料9）、規正法に基づく政治団体の届出をしていたのは、平成18年は44団体、平成19年及び同20年はともに45団体である。平成19年及び同20年においては、福島県、秋田県、北海道函館市、同札幌市及び同釧

路市に事務所を置く計5団体が、平成18年においては、これらに加え愛知県に事務所を置く1団体を含めた計6団体が、規正法6条に基づく届出をしていなかった（これら団体を以下、「無届団体」という。証拠資料14, 15。補足資料1～7。また、前記第2, 3参照）。

- (2) 無届団体である単位司政連も、日司政連の構成員である以上、規約に基づき当然に「会費」を日司政連に納付していたはずである。なお、無届団体が各年に納付した会費の推計額は、【表2】（補足資料8）記載のとおりである。
- (3) 無届団体が「会費」すなわち寄附を政治団体に対し支出することは、規正法8条違反である。この違法な寄附の推計額は、平成18年及び同19年においては、前記第3, 1(3)で示した経路不明な収入金の額とほぼ一致する。平成20年においては、推計額を算入しても、なお120万円以上の経路不明な収入金が残る。
- (4) 無届団体のうち、日司政連釧路から、平成19年4月ないし翌年3月の間に日司政連が「会費」すなわち寄附を受領したことは、前記第2, 3で示したとおりである。構成員による違法な寄附の支出を隠蔽するため、収支報告書に受領の事実を記載しないという違法を重ねたことは、悪質である。そして、明確な証拠により判明しているのがこの一件であるにすぎず、以上(1)ないし(3)で述べたとおり、他の無届団体による同様な違法寄附支出並びに収支報告書への不記載及び虚偽記載の余罪も疑われる。

第4 告発の事情

1 不記載及び虚偽記載の動機として推測される背景事実（単位司政連に対する各地の司法書士会からの違法な利益供与の存在）

(1)

ア 日司政連の構成員である各単位司政連において、強制加入の公益法人である司法書士会から、金銭若しくは無償又は低額にて事務所又は事務職員などの提供を受けている事例が次のとおり多数確認されている。

- ①【違法寄附】岩手県司法書士会から日司政連岩手会へ、毎年、「助成金」

支給（補足資料9）。

- ②【偽装寄附の可能性】大阪司法書士会から大阪司法書士政治連盟に、「業務委託費」の名目で、平成18年に89万円、同19年に165万円、同20年に170万円の金銭交付（証拠資料2）。
- ③【偽装寄附の可能性】新潟県司法書士会から日本司法書士政治連盟新潟県会に、「事業委嘱費」の名目で毎年30万円の金銭交付（証拠資料2）。
- ④【偽装寄附の可能性】東京司法書士会から東京司法書士政治連盟へ「資料提供費」名目で50万円（平成19年）、「業務委託費」名目で52万5000円（平成20年）を交付（証拠資料2）。
- ⑤【偽装寄附の可能性】和歌山県司法書士会より、日本司法書士政治連盟和歌山会へ「業務委託費」10万円を毎年交付（証拠資料2）。
- ⑥【利益供与であり、違法な寄附】その他、司法書士会から多くの単位司政連に無償又は低額での事務所又は事務職員労務の提供がなされている。事務所費年間0円の単位司政連が6団体、同1円以上12万円以下が24団体もある（補足資料10）。

イ 前項記載の各事実が示す各司法書士会から各単位司政連への金銭又は利益の供与は違法、すなわち「黒い」カネである。その黒いカネは、各単位司政連が会員から集めた会費と混入されることによって「灰色」のカネとなり、日司政連に上納される。そして、日司政連が収支報告書に単位司政連との間での金銭の授受を一切記載せず、約1万8～9000人にも及ぶ個人会費と記載することで、その色合いは「純白」に見えるようになる。

ウ 前項の手法により、日司政連は、政治資金収支の表面上、司法書士会と単位司政連間における癒着の問題を切り離すことができる。公益法人と関連政治団体に起こりがちな癒着の問題を隠蔽し、日司政連の資金源が個人からの「浄財」のみであると装うことができるのである。

エ こうした手法は、一種のマネーロンダリング（資金洗浄）ともいえる。本件虚偽記載及び不記載事件の重要な動機の一つであり、かかる違法行為が長年にわたり続けられてきた背景でもあると考えられる。

(2)

ア さらに、日司政連は、「行政書士に対する商業・法人登記開放阻止」のため、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）と「連携」して、国会議員・政党・省庁に対し活発に働きかける運動を展開した（補足資料 1 1, 1 2）。

イ この運動のために、各単位司政連から日司政連には、会費とは別に、総額 7 0 0 万円を超える寄附金が交付されていた（第 2, 1 (1)イ参照）。しかし、日司政連は、これについても収支報告書に一切記載していない（証拠資料 1）。

ウ この虚偽記載及び不記載の動機や背景は不明であり、捜査による徹底説明が必要である。

(3) 前記（第 4, 1 (1)ア）記載の各事実は、規正法違反のみならず、憲法や確立した司法判断の趣旨に対する重大な違背であることも指摘しておかなければならない。すなわち、

① 思想及び良心の自由（憲法 1 9 条）の観点から強制加入団体は政治献金や政治団体への寄附を行うことができないとした南九州税理士会事件の最高裁判所判決（最三小判平成 8 年 3 月 1 9 日）に明らかに背く行為である。

② また、行政書士会が政治団体に対する金員の寄附と同視しうる行為（実質的に金員の支出と同視できる行為も含む）をした場合、その行為は行政書士会の目的外の行為として違法・無効だと判断した大阪高等裁判所判決（大阪高判平成 2 0 年 1 1 月 1 2 日）にも明らかに違反している。

2 自浄能力の欠如

(1) 告発人広田は、前記第 2, 1 に記載した本件告発被疑事実に関して、平成 2 1 年 7 月初旬以降、インターネット上のブログで問題点を指摘、公開した（URL=<http://hirotahiroshi.cocolog-nifty.com/>）。ブログ公開と並行して告発人らは、日司連がインターネット上に設置する司法書士専用の閉鎖的掲示板「NSR 2」への投稿、告発人広田の日司政連に対する公開質問状の発信（証拠資料 7）などの手段をもって、被告発人らによる自主的な事実関係の調査公表、そして問題の解決を求めてきた。

(2) これは、同じ司法書士職により組織される団体であることに鑑みて、法律

専門家として当然に行為の違法性を認識の上、自発的に問題への対応がなされるはずであると期待したためである。

- (3) しかしながら、被告発人らは、問題指摘から半年が経過しても、事実関係の調査公表又は公式の謝罪などの真摯な対応を何ら行わない。かかる被告発人らの姿勢には、自浄能力の片鱗も見られないため、法に基づく捜査と処罰に拠るほか問題解決及び更生の余地はないと判断し、やむなく本件告発に踏み切ったものである。

3 司法制度に対する信頼の確保

- (1) 司法書士は、司法書士法に基づき、裁判所又は検察庁に提出する書類の作成等もその業とする法律専門職の一つである（司法書士法3条）。日司連が定める「司法書士倫理」によれば、司法書士は、「その使命が、国民の権利の擁護と公正な社会の実現にあることを自覚し、その達成に努める。」（同倫理1条）、「公益的な活動に努め、公共の利益の実現、社会秩序の維持及び法制度の改善に貢献する。」（同7条）などとされている。
- (2) 被告発人らは、その司法書士により組織される政治団体及びその役職員である。前項のような立場にある被告発人らが、長年にわたり、上述のとおり
の違法行為を「慣例」として続けてきたのである。
- (3) 被告発人らの行為は、「個人の負担する党費又は会費」については収支報告書に一切の明細の記載を不要としている現行規正法の制度を悪用し、政治資金の透明化という規正法の目的及び趣旨を根本から踏みにじるものである。それ自体、許されざるものであることは言うまでもない。同時に、法律専門職により組織される団体による法の盲点を利用した組織ぐるみの違法行為は、司法書士のみならず、他の法律専門職能に対する市民の信頼を傷つけることに繋がる恐れもある。
- (4) 以上に鑑み、法律専門職による違法行為に対し、万一、司法による適正な対応がなされないとすれば、司法制度そのものに対する国民の信頼の著しい低下を招来することになるであろう。同じ司法書士職能の関わる事件であるにもかかわらず刑事告発という手段を選択した背景には、かかる視点が存在することをあえて申し述べておく次第である。

第5 むすび

よって、告発の趣旨及び告発の理由に記載のとおり、本件について早急に捜査を行い、被告発人らを厳重に処罰していただきたく告発する次第である。

以 上

証 拠 資 料

別紙証拠資料目録記載のとおり <省略>

添 付 書 類

別紙添付書類目録記載のとおり <省略>

補 足 資 料

別紙補足資料目録記載のとおり <省略>